

昭和二十七年十二月十一日提出
質問 第一二二号

富士山頂の国有土地払下げに関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。

昭和二十七年十二月十一日

提出者 古屋 貞雄

衆議院議長 大野 伴 睦 殿

富士山頂の国有土地払下げに関する質問主意書

富士山頂は現在国立公園の中心をなし、古くからわが国の象徴として日本国民はもち論、世界の人々から景仰せられてきたのであつて、これが一人又は一団体の所有物となすがごときは国民感情上許すべからざるところであつて、現在までのように国有として存置することを要望するものである。

政府においては、静岡県富士宮市にある一神社が富士山頂は同神社の御神体であるというような神秘的な理由をもつて富士山八合目以上の国有地の譲渡を申請したのに対して、諸般の事情を考慮した上、現にほこらのある敷地その他宗教上直接必要と認められる土地に限り神社に譲渡し、じ余の富士山頂一般は、従来通り、国有として存置することに先頃決定されたことは、まことに機宜の措置であつて、われわれの納得し得る公正妥当な決定であると信ずる。

しかるに最近において政府は、神社庁、その他一部勢力者の圧迫により前記の決定措置をくつがえし、富士山八合目以上の土地を全面的に前記一神社の私有に移すがごとき不可解な方針を考慮しつつあるやに

よく聞するが、はたしてそのような事実が有りとするならば、不見識もきわまるものであつて、国民の承服し得ないところであるが、その真偽及び右についての政府の不動の方針を承りたい。

右質問する。